

議案第48号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について  
天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年9月9日提出

天理市長 並 河 健

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例  
天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉  
法」に改め、同号イを次のように改める。

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない  
男子（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養  
しているもの

第2条第1号エ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉  
法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。